

ウィルコム沖縄 ADSL サービス契約約款

平成18年8月24日
株式会社ウィルコム沖縄

目 次

第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 約款の揭示
- 第4条 提供条件の変更に係る説明
- 第5条 用語の定義
- 第6条 法令に規定する事項
- 第7条 ウィルコム沖縄 ADSL サービスの種類

第2章 ウィルコム沖縄 ADSL サービスのサービス区域

- 第8条 ウィルコム沖縄 ADSL サービスのサービス区域

第3章 契約

- 第9条 契約期間
- 第10条 契約の単位
- 第11条 ウィルコム沖縄 ADSL 契約申込の方法
- 第12条 ウィルコム沖縄 ADSL 契約申込の承諾
- 第13条 ウィルコム沖縄 ADSL サービスの区別の変更
- 第14条 ウィルコム沖縄 ADSL 利用権の譲渡
- 第15条 契約者の地位の承継
- 第16条 契約者の氏名等の変更の届出
- 第17条 契約者が行うウィルコム沖縄 ADSL 契約の解除
- 第18条 当社が行うウィルコム沖縄 ADSL 契約の解除
- 第19条 メールサービスの提供

第4章 利用中止及び利用停止

- 第20条 利用中止
- 第21条 利用停止

第5章 通信

- 第22条 通信利用の制限
- 第23条 通信時間等の制限

第6章 料金等

第1節 料金

- 第24条 料金

第2節 料金の支払義務等

- 第25条 基本使用料等の支払義務
- 第26条 メールサービス利用料の支払義務
- 第27条 契約解除手数料の支払義務
- 第28条 手続きに関する料金の支払義務
- 第29条 料金の計算等

第3節 預託金

- 第30条 預託金

第4節 割増金及び延滞利息

- 第31条 割増金
- 第32条 延滞利息

第7章 保守

- 第33条 契約者の維持責任
- 第34条 契約者の切分責任

第8章 損害賠償

- 第35条 責任の制限
- 第36条 免責

第9章 雑則

- 第37条 利用に係る契約者の義務
- 第38条 契約者の氏名等情報の授受

料金表

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、ウィルコム沖縄 ADSL 契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりウィルコム沖縄 ADSL サービス（当社が、約款以外の提供条件を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(約款の掲示)

第3条 当社は、この約款をインターネット及びサービス取扱所において掲示します。

(提供条件の変更に係る説明)

第4条 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の2第5項第3号に規定する提供条件の変更については、書面を送付する方法により事前に説明します。

(用語の定義)

第5条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 ウィルコム沖縄 ADSL ネットワーク	主として広帯域通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は影像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 ウィルコム沖縄 ADSL サービス	ウィルコム沖縄 ADSL ネットワークを使用して行う電気通信サービス
5 サービス取扱所	ウィルコム沖縄 ADSL サービスに関する業務を行う当社の事業所（当社の委託によりウィルコム沖縄 ADSL サービスに関する契約事務等を行う者の事業所を含みます。）であって、相当する業務内容に応じて当社が指定する事業所
6 ウィルコム沖縄 ADSL 契約	当社からウィルコム沖縄 ADSL サービスの提供を受けるための契
7 契約者	当社とウィルコム沖縄 ADSL 契約を締結している者

8 契約者回線	取扱収容設備と契約者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
9 特定協定事業者	東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社
10 取扱所収容設備	契約者回線を収容するための設備
11 端末設備	契約者回線等の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
12 自営端末設備	当社が提供する端末設備以外の端末設備（当社が別に定めるところにより売切りをした端末設備を含みます。）
13 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
14 相互接続協定	電気通信事業者が、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）の規定に基づき、電気通信設備の接続に関し締結する協定
15 相互接続点	相互接続協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
16 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

（法令に規定する事項）

第 6 条 ウィルコム沖縄 ADSL サービスの提供に当たり、法令に定めがある事項はその定めるところによります。

（ウィルコム沖縄 ADSL サービスの区別）

第 7 条 ウィルコム沖縄 ADSL サービスには次の区別があります。

区 別	内 容
タイプ 1	特定協定事業者の電話サービス契約約款に基づいた契約者回線を利用して提供するウィルコム沖縄 ADSL サービス
タイプ 2	特定協定事業者の専用サービス契約約款に基づいた契約者回線を利用して提供するウィルコム沖縄 ADSL サービス

第 2 章 ウィルコム沖縄 ADSL サービスのサービス区域

（ウィルコム沖縄 ADSL サービスのサービス区域）

第 8 条 ウィルコム沖縄 ADSL サービスの提供区域は、当社が別に定める「提供区域一覧表」によります。

- 前項に規定する提供区域内であっても、他の電気通信事業者の電気通信設備の設備状況等により、通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態等となる場合があります。

第3章 契約

(契約期間)

第9条 ウィルコム沖縄 ADSL 契約は、その契約に基づいて当社がウィルコム沖縄 ADSL サービスの提供を開始した日(その契約が次項の規定により更新されたものであるときは、その更新があった日)から起算して1年を経過することとなる日の属する料金月(1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。以下同じとします。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)の末日(以下「満了日」といいます。)をもって満了となります。

- 2 当社は、前項の規定によりウィルコム沖縄 ADSL 契約が満了した場合は、あらかじめその契約を更新しない旨の通知を受けているときを除き、満了日の翌日(以下「更新日」といいます。)にウィルコム沖縄 ADSL 契約を更新します。

(契約の単位)

第10条 当社は、1の契約者回線ごとに1のウィルコム沖縄 ADSL 契約を締結します。この場合、契約者は、1のウィルコム沖縄 ADSL 契約につき1人に限ります。

(ウィルコム沖縄 ADSL 契約申込の方法)

第11条 ウィルコム沖縄 ADSL 契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書とそのウィルコム沖縄 ADSL サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出、郵送又は電話網等を経由して送信(契約者がタイプ1を選択している場合に限り、)していただきます。

- 2 前項の申込みをするときは、事前又は同時に特定協定事業者の電話サービス契約約款に係る契約の申込みをしていただきます。この場合、特定協定事業者所定の契約申込書をウィルコム沖縄 ADSL サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出又は電話網等を経由して送信していただきます。

(ウィルコム沖縄 ADSL 契約申込の承諾)

第12条 当社は、ウィルコム沖縄 ADSL 契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の承諾をした日から起算して、3日間以内に申込みを破棄する申出があった場合は、当社が別に定める場合を除き、その申出を承諾するものとします。この場合、料金の支払いは要しません。
- 3 当社は、第1項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 4 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 第11条第2項に規定する特定協定事業者への契約の申込みが承諾されないとき。
 - (2) 第11条の申込みがあった契約者回線(附随する設備を含みます。)を設置し又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (3) 契約者回線について、他の電気通信事業者との契約締結が複数あるとき。
 - (4) ウィルコム沖縄 ADSL 契約の申込みをした者が、第37条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。

- (5) ウィルコム沖縄 ADSL 契約の申込みをした者が、料金その他の債務（この約款に規定するウィルコム沖縄 ADSL サービスに関する料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

（ウィルコム沖縄 ADSL サービスの区別の変更）

第13条 契約者は、ウィルコム沖縄 ADSL サービスの区別の変更の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第12条（ウィルコム沖縄 ADSL 契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（ウィルコム沖縄 ADSL サービス利用権の譲渡）

第14条 契約者はウィルコム沖縄 ADSL サービスの提供を受ける権利（以下「ウィルコム沖縄 ADSL サービス利用権」といいます。）を譲渡することができません。

（契約者の地位の承継）

第15条 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、速やかにそのウィルコム沖縄 ADSL サービスの契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。

- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

（契約者の氏名等の変更の届出）

第16条 契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを当社が別に定める方法により速やかにそのウィルコム沖縄 ADSL サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

- 2 前項の通知があったときは、当社は、その通知のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- 3 契約者が第1項の通知を怠ったときは、当社がウィルコム沖縄 ADSL 契約に関し契約者の従前の氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先宛に発信した書面は、当該書面不到達の場合においても、通常その到達すべき時に契約者に到達したものとみなします。

（契約者が行うウィルコム沖縄 ADSL 契約の解除）

第17条 契約者は、ウィルコム沖縄 ADSL 契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめそのウィルコム沖縄 ADSL サービスの契約事務を行うサービス取扱所に当社が別に定める方法により通知していただきます。

（当社が行うウィルコム沖縄 ADSL 契約の解除）

第18条 当社は、次の場合には、ウィルコム沖縄 ADSL 契約を解除することがあります。

- (1)第21条（利用停止）第1項の規定によりウィルコム沖縄 ADSL サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。

- (2)特定協定事業者の電話サービス契約約款が解除されたことを当社が知り得たとき。
- 2 当社は、契約者が第21条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、ウィルコム沖縄 ADSL サービスの利用停止をしないでそのウィルコム沖縄 ADSL 契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により、そのウィルコム沖縄 ADSL 契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

(メールサービスの提供)

第19条 当社は、契約者から請求があったときは、メールサービスを提供します。

- 2 メールサービスに係るメールアドレスは、当社が定めます。
- 3 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更することがあります。
- 4 メールサービスにおける蓄積容量については、当社が別に定めるところによります。
- 5 契約者は、メールサービスの利用を停止しようとするときは、そのことをあらかじめそのウィルコム沖縄 ADSL サービスの契約事務を行うサービス取扱所に当社が別に定める方法により通知していただきます。

第4章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第20条 当社は、次の場合には、ウィルコム沖縄 ADSL サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第22条(通信利用の制限)の規定により、契約者回線の利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりウィルコム沖縄 ADSL サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第21条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(この約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)そのウィルコム沖縄 ADSL サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、サービス取扱所(料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。)以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。)
- (2) ウィルコム沖縄 ADSL サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (3) 第16条(契約者の氏名等の変更の届出)の規定に違反したとき、又は同条の規定により届け出たその内容について事実と反することが判明したとき。

- (4) 契約者が当社と契約を締結している若しくは契約を締結していた他のウィルコム沖縄 ADSL サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (5) 契約者がそのウィルコム沖縄 ADSL サービスの利用において 第 37 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (6) 第 31 条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。
- 2 当社は、前項の規定によりウィルコム沖縄 ADSL サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。
- ただし、前項各号に規定する事実が当社の業務の遂行上特に著しい支障をあたえると認める場合であって緊急やむを得ないときは、利用停止後速やかに通知します。

第 5 章 通信

（通信利用の制限）

第 22 条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）を執ることがあります。

（通信時間等の制限）

第 23 条 前条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域の契約者回線等への通信の利用を制限することがあります。

第 6 章 料金等

第 1 節 料金

（料金）

第 24 条 ウィルコム沖縄 ADSL サービスに係る料金は、料金表に規定する基本使用料等（基本使用料又は回線使用料をいいます。以下同じとします。）メールサービス利用料、契約解除手数料及び手続きに関する料金とします。

第 2 節 料金の支払義務等

（基本使用料等の支払義務）

第 25 条 契約者は、料金表において別段の規定がある場合を除き、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して、契約の解除があった日の前日について、料金表第 1（基本使用料等）に規定する料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用停止等によりウィルコム沖縄 ADSL サービスを利用することがで

きない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、ウィルコム沖縄 ADSL サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由によりそのウィルコム沖縄 ADSL サービスを全く利用することができない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのウィルコム沖縄 ADSL サービスについての料金

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（メールサービス利用料の支払義務）

第 26 条 契約者は、料金表において別段の規定がある場合を除き、その契約に基づいて当社が付加機能の提供を開始した日から起算して、付加機能の利用の解除があった日までの間について、料金表第 2（メールサービス利用料）に規定する料金の支払いを要します。

（契約解除手数料の支払義務）

第 27 条 契約者は、更新日の属する料金月以外の日にウィルコム沖縄 ADSL 契約の解除があったときは、当社がやむを得ないと認める場合を除き、料金表第 3（契約解除手数料）に規定する料金の支払いを要します。

（手続きに関する料金の支払義務）

第 28 条 契約者は、ウィルコム沖縄 ADSL 契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第 4（手続きに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

（料金の計算等）

第 29 条 料金の計算方法及び支払方法は、料金表に定めるところによります。

第 3 節 預託金

（預託金）

第 30 条 契約者は、次の場合には、ウィルコム沖縄 ADSL サービスの利用に先立って（オンライン開通契約申込の承諾を受けたとき又は当社がやむを得ないと認めたときは、当社が定める期日までに）預託金を預け入れていただくことがあります。

- (1) ウィルコム沖縄 ADSL 契約の申込みの承諾を受けたとき。
- (2) 第 21 条（利用停止）第 1 項第 1 号又は第 4 号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。
- 2 預託金の額は、10 万円以内の額で当社が別に定める額とします。
- 3 預託金については、無利息とします。
- 4 当社は、そのウィルコム沖縄 ADSL 契約の解除等預託金を預け入れた事由が解消した場合に

は、当該契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。

5 当社は、預託金を返還する場合に、契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第31条 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第32条 契約者は、料金その他の債務（預託金及び延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第7章 保守

(契約者の維持責任)

第33条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第34条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、サービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者に通知します。

3 当社は、前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第8章 損害賠償

(責任の制限)

第35条 当社は、ウィルコム沖縄ADSLサービスを提供すべき場合において、当社（当社が当社の提供区間と他の電気通信事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、そ

の電気通信事業者を含みます。)の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのウィルコム沖縄 ADSL サービスが全く利用できない状態(当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当該契約者の損害を賠償します。

ただし、他の電気通信事業者がその契約約款の定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、ウィルコム沖縄 ADSL サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該ウィルコム沖縄 ADSL サービスに係る料金表第1(基本使用料等)の2(料金額)のア(定額料金)に規定する料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
- 3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則2の規定に準じて取り扱います。
- 4 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりウィルコム沖縄 ADSL サービスの提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

(免責)

第36条 当社は、契約者がウィルコム沖縄 ADSL サービスの利用に関して損害を被った場合、前条(責任の制限)の規定によるほかは、なんらの責任も負いません。

第9章 雑則

(利用に係る契約者の義務)

第37条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 端末設備又は自営電気通信設備を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が提供している端末設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (3) 当社が提供している端末設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (4) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、ウィルコム沖縄 ADSL サービスを利用しないこと。

(契約者の氏名等情報の授受)

第38条 当社は、電気通信事業者からその契約約款の規定に基づき要請があった場合であってその電気通信事業者の電気通信サービスに係る料金の適用その他その電気通信事業者の業務の遂行上必要があると認めるときは、その電気通信事業者に契約者(その電気通信サービスの利用に係る契約を締結し、又は契約の申込をしている者に限ります。)の氏名、住所及び電話番号等の情報を通知することがあります。

- 2 当社は、ウィルコム沖縄 ADSL 契約と他の電気通信事業者が提供している電気通信サービスの利用に係る契約が関連している場合であってそのウィルコム沖縄 ADSL サービスに係る料金

の適用その他当社の業務の遂行上必要があると認めるときは、その電気通信事業者の契約約款の規定に基づき、その電気通信事業者からその契約を締結している者の氏名、住所及び電話番号等の情報の提供を受けることがあります。

料金表

(料金表目次)

通 則

第1 基本使用料等

- 1 適用
- 2 料金額

第2 メールサービス利用料

- 1 適用
- 2 料金額

第3 契約解除手数料

第4 手続きに関する料金

- 1 適用
- 2 料金額

通 則

(料金の計算方法等)

1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料等及びメールサービス利用料は、料金月に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

2 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等をその利用日数に応じて日割りします。

(1) 料金月の起算日以外の日に契約者回線の提供の開始があったとき。

(2) 料金月の起算日以外の日に契約の解除があったとき。

(3) 料金月の起算日に契約者回線の提供を開始し、その日にその契約の解除があったとき。

(4) 料金月の起算日以外の日に料金コースの変更により定額料金の額が増加又は減少したとき。

この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(5) 第25条(ウィルコム通信契約に係る基本使用料等の支払義務)第2項第1号の規定又は第2号の表の規定に該当するとき。

(6) 5の規定により、料金月の起算日の変更があったとき。

3 2の規定による月額料金の日割りは、当該料金月に含まれる日数により行います。この場合、第25条(ウィルコム通信契約に係る基本使用料等の支払義務)第2項第2号の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

4 2の(5)の規定による基本使用料等の日割りは、変更後の料金月について行います。

5 当社は、当社の業務遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、この約款において別段の規定がある場合を除き、その端数を切り捨てます。

(料金の支払い)

7 契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

8 料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

9 当社は、当社に特別な事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

10 当社は、料金について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

11 約款の規定により、この料金表に係る料金について支払いを要する額は、この料金表に規定する額に消費税相当額を加算した額とします。

12 当社は前項に規定する、この料金表に規定する額に消費税相当額を加算した額を料金額に併記します。

(料金の減免)

13 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款の規定にかかわらず、臨時にその料金を減免することがあります。

第1 基本使用料等

1 適用

- (1) 契約者は、料金コースの変更の請求をすることができます。
- (2) 当社は、前項の請求があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。この場合、変更後の料金額については、当社が必要な登録を完了した日の翌日から適用するものとします。

2 料金額

ア 定額料金

(1 契約ごとに月額)

ウィルコム沖縄 ADSL サービスの 区別	料金コース	定額料金
タイプ1	3 Mコース	1,524 円 (税込価格 1,600 円)
	50M超コース	2,381 円 (税込価格 2,500 円)
タイプ2	3 Mコース	1,524 円 (税込価格 1,600 円)
	50M超コース	2,381 円 (税込価格 2,500 円)

イ 回線使用料

(1 契約ごとに月額)

ウィルコム沖縄 ADSL サービスの 区別	料金額
タイプ1	158 円 (税込価格 166 円)
タイプ2	1,384 円 (税込価格 1,454 円)

第2 メールサービス利用料

1 適用

契約者が、ウィルコム沖縄 ADSL 契約の申込みと同時にメールサービスの申込を行った場合は、その申込をした日の属する料金月より2ヶ月の間、メールサービス利用料の支払いを要しません。

2 料金額

単位	料金額
1 メールアドレスごとに月額	286 円 (税込価格 300 円)

第3 契約解除手数料

(1 契約ごとに)

ウィルコム沖縄 ADSL 契約の区分	料 金 額
(1) (2)以外のもの	4,000 円 (税込価格 4,200 円)
(2) 第9条(契約期間)第2項の規定により更新されたもの	2,000 円 (税込価格 2,100 円)

第4 手続きに関する料金

1 適用

当社は、2(料金額)の規定にかかわらず、事務処理の態様等を勘案して、別に定めるところにより、手続きに関する料金の適用を除外し、又はその額を減額して適用することがあります。

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
---------	-----	-------

契約事務手数料	1 ウィルコム沖縄 ADSL 契約ごとに	2,700 円 (税込価格 2,835 円)
登録変更事務手数料	1 変更ごとに	3,000 円 (税込価格 3,150 円)

附則（平成 18 年 8 月 24 日）

（実施時期）

この改正規定は、平成 18 年 8 月 24 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、約款料金表第 4（契約事務手数料）の 2（料金額）の表に規定する登録変更手数料については、契約者が、平成 18 年 8 月 24 日から平成 18 年 9 月 30 日までの間にウィルコム沖縄 ADSL サービス契約を締結した場合（ウィルコム沖縄 ADSL サービスの区別がタイプ 2 を選択している場合に限り。）その支払いを要しないものとします。

- ウィルコム沖縄 ADSL サービスに係る端末設備レンタル利用規約 -

(適用)

第1条 ウィルコム株式会社(以下「当社」といいます。)は、以下の条項に従い、ウィルコム沖縄 ADSL 契約者(以下、「契約者」といいます。)に対して、ウィルコム沖縄 ADSL サービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供するにあたり、本サービスに係る端末設備(以下、「本機器」といいます。)を提供することに関して、以下のとおりレンタル利用規約(以下、「本規約」といいます。)を定め、これを適用するものとします。

2 当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

(契約の成立)

第2条 当社は、契約者からウィルコム沖縄 ADSL 契約の申込みがあった場合、当該契約者に対して本機器を提供するものとします。この場合、当社は契約者に対し、当社所定の手続きを行った上で本機器を引き渡すものとし、本サービスの提供を開始した日を以って本機器のレンタル契約(以下「本契約」といいます)が成立したものとします。

(利用権の譲渡)

第3条 契約者は本機器の提供を受ける権利を譲渡することができません。

(契約の解除)

第4条 当社は、契約者がウィルコム沖縄 ADSL 契約の解除をした日に、本契約の解除を行うものとします。

2 契約者は、本契約の解除をした日から起算して、30日以内に現状に復した機器を当社の指示に従い返還するものとします。この場合、かかる費用については契約者の負担とします。

3 当社は、前項において、契約者が当該機器を期日までに返却しない場合は、滅失したものと見なし、第7条第1項の規定を適用するものとします。

(端末設備利用料金の支払義務)

第5条 契約者は、料金表に規定する端末設備利用料金の支払いを要します。

2 当社は、端末設備利用料金について、料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

3 当社は、次の場合が生じたときは、端末設備利用料金をその利用日数に応じて日割りします。

(1) 料金月の起算日以外の日の本契約の成立があったとき。

(2) 料金月の起算日以外の日の本契約の解除があったとき。

(3) 料金月の起算日に本契約が成立し、その日にその契約の解除があったとき。

(4) 契約者の責めによらない理由によりそのウィルコム沖縄 ADSL サービスを全く利用することができない状態(当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。

(5) 料金月の起算日の変更があったとき。

4 前項の規定による月額料金の日割り率は、当該料金月に含まれる日数により行います

- 5 当社は、当社の業務遂行上やむを得ない場合は、第2項に規定する料金月の起算日を変更することがあります。
- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、この約款において別段の規定がある場合を除き、その端数を切り捨てます。

(費用等)

第6条 本機器の使用に必要となる電気料金等の費用は、別段の定めがない限り契約者の負担とします。

(責任の制限)

- 第7条 当社は、契約者が自己の責に帰すべき理由により本機器を滅失又は毀損等したときは、当社の判断に基づき代品との交換を行い又はこれを修理補修するものとします。この場合、契約者は、代品との交換又は修理補修に要した費用等について負担するものとします。
- 2 当社は、本機器の滅失又は毀損等について、前項による修理補修又は代品との交換のほか、一切の責任を負わないものとします。
 - 3 当社は、契約者による本機器の使用又は管理に起因して発生したいかなる損害についても、一切の責任を負わず、契約者がその責任においてこれを処理、解決するものとします。

(機器の保管及び使用)

第8条 契約者は当社の指示及び取扱説明書等に従って機器を取扱うものとし、善良なる管理者の注意をもって機器を使用管理するものとし、機器の転貸、改造、申込設置場所以外への移動及び申込回線以外への移設をしないものとします。

料金表

端末設備利用料金

単位	料金額
1 契約ごとに月額	780 円 (税込価格 819 円)